

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立
金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律
附則第9条第1項前段に規定する支払について

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則9条第1項前段の規定に基づき、特定実用発電用原子炉設置者が使用済燃料再処理機構に対して支払わなければならないこととされる金銭の額(以下「支払金銭」)及び施行日の属する年度にあつてのその支払期限(以下「指定期日」)を、以下のとおり定めました。

1. 特定実用発電用原子炉設置者ごとの支払金銭

北海道電力株式会社	48,878,519,738 円
東北電力株式会社	71,503,047,135 円
東京電力ホールディングス株式会社	621,951,329,643 円
北陸電力株式会社	22,979,972,664 円
中部電力株式会社	146,218,009,938 円
関西電力株式会社	352,364,800,071 円
中国電力株式会社	56,809,210,584 円
四国電力株式会社	70,602,854,276 円
九州電力株式会社	199,893,732,094 円
日本原子力発電株式会社	116,264,969,585 円

2. 指定期日

平成30年3月31日

平成29年7月7日
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
原子力立地・核燃料サイクル産業課
※平成30年1月12日一部改正